

商学部・商学研究科で学ぶ外国人留学生のみなさんへ(在留資格の変更・更新についての注意)

「留学」の在留資格を持つ外国人留学生のみなさんは、必ず在留資格の期限（在留期間の満了日）までに、更新の申請を行うようにしてください。「留学」の在留資格を持つ人の在留期間は1年間または2年間です。各自で在留期間の満了日を確認してください。

この在留期間を更新するためには、在留期間の満了日の2か月前から当日までに入国管理局へ行き、在留期間の更新申請をしなければなりません。在留資格の期限（在留期間の満了日）までに申請しない場合、不法滞在となって、ただちに国外退去を命じられる可能性があります。

在留資格の変更・更新は、外国人留学生のみなさんが関西大学での勉学を続ける上で、たいへん重要なことですので、あらためて注意を喚起するものです。

この件についての問い合わせ先：

国際交流センター（新関西大学会館南棟3階）

Tel.: 06-6368-1174（直通）

E-mail: kokusai@jm.kansai-u.ac.jp

<http://www.kansai-u.ac.jp/Kokusai/html-j/index.html>

以下はみなさんに配布している『外国人留学生の手引き』該当部分です。参考にしてください。

現在の在留資格が「就学」等の人は、原則として「留学」の在留資格に変更してください。奨学金（一部の奨学金を除く）や授業料減免および医療費補助等を申請する場合、在留資格が「留学」であることが条件となっていますので、まだ手続きを行っていない人は速やかに入国管理局で「留学」への変更手続きを行ってください。

以下は、「留学」の在留資格に変更するための書類および「留学」の在留期間を更新するために必要な書類ですので、参考にしてください。なお、個別案件の内容によっては、「その他参考となる資料」の提出を求められることがありますので、所轄の入国管理局に確認してください。

【在留資格「留学」への変更に必要な書類】

- (1)在留資格変更許可申請書（用紙は入国管理局にあります）
- (2)在学証明書（入学前は入学許可書が必要です）
- (3)パスポート
- (4)外国人登録証明書

*「就学」から「留学」に変更する場合、上記の他に前在籍校での出席率に関する書類や、学費・生活費の支弁能力を証明する書類の提出を求められる場合があります。詳しくは入国管理局に問い合わせてください。

【在留期間の更新に必要な書類】

- (1)在留資格更新許可申請書（用紙は入国管理局にあります）
- (2)在学証明書（入学前は入学許可書が必要です）
- (3)成績証明書
- (4)パスポート
- (5)外国人登録証明書

*在留期間の更新の場合にも、学費・生活費の支弁能力を証明する書類の提出を求められる場合がありますので注意してください。

以上

商学部・商学研究科
（第2学舎オフィス）